

認定社会通信教育の基本教材の変更について

認定社会通信教育の基本教材の変更の許可申請・届出については、以下のとおりとする。なお、基本教材等の変更を行った場合は、社会通信教育規程第14条に基づき、速やかに文部科学大臣に提出すること。

1. 「変更の許可申請」となる基本教材の内容の変更（社会通信教育規程第10条第1項第3号）
 - (1) 通信教育の名称，目的又は修業期間の変更に伴う教材変更
 - (2) 内容構成の大幅な変更を伴う教材変更
 - (例) 章立ての削除や追加等，通信教育の内容が大幅に変更される場合
 - (3) 記述内容を大幅(概ね半分程度)に改訂することとなる教材変更（引用法令の条ずれ等への対応や最新の統計データ等への変更等，内容に影響しない変更は除く）
 - (4) その他，文部科学省が必要と判断したとき

2. 「変更の届出」となる基本教材の教材変更（社会通信教育規程第11条第3号）

上記1. 以外の教材変更

 - (例)・引用法令の条ずれ等への対応，最新の統計データへの変更等
 - ・使用している用語，単語等の変更等
 - ・質問が多い箇所の記載内容変更や補足説明・用語解説の追加等

(参考) 社会通信教育規程（昭和37年4月1日文部省令第18号）（抄）

(変更の許可申請)

第十条 実施者は、認定を受けた通信教育について、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、別記第二号様式による社会通信教育変更許可申請書に、変更の内容及び理由を明らかにする書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 通信教育の名称
- 二 通信教育の目的
- 三 基本教材の内容
- 四 修業期間

2 第五条第三項の規定は、前項の社会通信教育変更許可申請書類について準用する。

(変更の届出)

第十一条 実施者は、前条の規定により申請書を提出する場合を除き、次の各号に掲げるものを変更しようとするときは、変更の内容及び理由を明らかにする書類二部を添えて、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

- 一 定款又は寄附行為
- 二 代表者その他の役員
- 三 基本教材及び補助教材
- 四 通信教育に関する規則
- 五 教務責任者及び学習指導者
- 六 受講料その他受講者から徴収する費用
- 七 通信教育の開始の時期

(教材の提出)

第十四条 実施者は、基本教材及び補助教材を新たに又は内容等を変更して刊行したときは、速やかに各二部を文部科学大臣に提出しなければならない。